



活動レポート

～新型コロナウイルス感染症対策 臨時号～

心よりお見舞い申し上げます

新型コロナウイルス感染症の影響により、市民の皆さまの日常生活はもちろん、経済活動や子どもたちの学習など、あらゆる場面に被害が及んでいます。私たち自由民主党福岡市議団は、感染の拡大防止はもちろんですが、福岡市による支援が少しでも多くの市民、事業者が届くよう、一丸となって政策提言に取り組んできました。何としても愛する郷土、福岡市を守り抜く。この旗印のもとに我々は結束し、市議会最大会派の責任を全うしていく決意です。今回の臨時号には幅広く市民や事業者が対象になる行政の支援策の一覧を掲載いたしました。この一覧は会派のホームページにも掲載し可能な限り最新の情報に更新しています。お役立て頂ければ幸いです。

自由民主党福岡市議団 会長 富永 計久

高島市長への二度の政策提言を実施

自由民主党福岡市議団では、4月7日の緊急事態宣言の発出を受けて、市が独自に緊急の対策を講じることを求める提言書を高島市長に提出しました(主な内容は家賃に関連する支援策の実施、軽症者の隔離・治療のためのホテルの確保、市の積極的な財政出動など)。13日に県知事が休業要請や営業時間の短縮の要請に踏み切ったことを受けて、高島市長は福岡市独自の支援策を公表しましたが、特に、休業要請や営業時間の短縮要請に応じた事業者の家賃の支払いを支援したことは、多くの市民の共感を得たものと感じます。

一方で、飲食店への支援策は電子決済を利用したデリバリーだけに限定され広がりやを欠いたことなどから、自由民主党福岡市議団は直ちに追加で必要な対策について協議を行い、4月23日に第2弾の提言書を高島市長に提出しました。この提言では、現金決済のテイクアウトを対象とした支援を実施すること、市場会館や博多港旅客ターミナルなど市の施設に入居する事業者の家賃を減免すること、クラウドファンディングなどの手法を活用し、市民の善意の受け皿となる基金を創設すること、家賃支援を継続して実施することなどを追加の対策として求めるとともに、文化芸術活動への支援、福岡市の感染症医療における対応力強化など、中長期的な課題として取り組むべき事項についても要望しました。



安倍総裁に意見書を提出

自由民主党福岡市議団では、新型コロナウイルス感染症への政府並びに国会議員の対応についての厳しい世論の高まりを受けて、4月13日付で安倍晋三総裁宛に意見書を送りました。当時議論されていた世帯あたり2枚の布マスクの配布や、低所得世帯限定の30万円の給付などがいかに国民から冷めた目で見られているのかを指摘し、政権政党である自由民主党が取り返しのつかないほどに国民の信を失いかねないという危機感を、すべての国会議員が持って行動することを求めました。政治の真価は有事においてこそ問われます。我々政治に携わる者の一人ひとりが、主権者である市民の負託にこたえるのは、いまを置いて他にありません。覚悟をもって取り組みます。

緊急事態宣言の延長を受け、追加の支援策を発表

高島市長は5月5日に記者会見し、追加の施策を発表しました。以下施策の予算規模は約45億円で、自由民主党福岡市議団が強く求めていたテイクアウト支援が盛り込まれたほか、休業や時短要請の対象となる事業者への家賃支援についても、4月分の上限50万円よりも支援の金額が下がったものの、上限30万円(8割補助)の支給が継続されることとなりました。また、これまで支援の対象にならなかった休業や時短要請の対象ではない生活必需サービス(理美容、クリーニングなど)の事業者についても、3割以上の売上げ減を要件として、法人に15万円、個人事業主に10万円を上限に支援金を支給することとなりました。

我々自由民主党福岡市議団による提言の重要な部分が軒並み反映されたものと評価しており、追加の支援策については積極的に支持するものです。もちろん、手放しで褒められるような状況ではありません。福岡市の2度の独自支援がいずれも届かない事業者の方もいらっしゃるでしょうし、金額が少ないとの指摘もあるかと思えます。今回の追加の支援策により、現時点において福岡市が自由裁量で使うことのできる財源はほぼ使い切ることになりますが、国に対して追加の交付税措置を強く求めるなど、政権与党に属する地方議員として果たすべき役割を果たし、さらなる支援策を実施するための財源確保に取り組んでまいります。

福岡市議会では去る4月30日と5月1日に臨時会を開き、家賃支援など独自の支援策にかかる第一次補正予算を承認しましたが、この追加の支援策にかかる第二次補正予算についても改めて臨時会を招集し、速やかに承認する必要があります。市議会最大会派である自由民主党福岡市議団は議長を輩出しています。市役所や議会の各会派間の調整をしっかりとリードし、可能な限り早い日程で臨時会が招集されるよう取り組んでいます。新たな支援ができるだけ早く市民の皆さまに届くよう、引き続き、臨機応変な対応を心がけてまいります。

福岡市の主な独自の支援策

休業や時間短縮の要請を受けた事業者への家賃支援	上限 50 万円 (8 割補助) →4月7日～5月6日分 上限 30 万円 (8 割補助) →5月7日～5月31日分
テイクアウトに取り組む飲食店への支援	10 万円を支給 →5月7日以降の取組みが対象
休業や時間短縮の要請を受けていない生活必需サービス事業者のうち、売上が30パーセント以上落ち込んだ事業者への支援金支給	上限 15 万円 (法人) 上限 10 万円 (個人事業主)
テレワークの仕組みを導入する中小企業を対象とした設備投資及びコンサルティング費用の支援	コンサル費用 上限 10 万円 (10 割補助) パソコン等購入・リース費用 上限 40 万円 (5 割補助)
医療機関、介護施設、障がい者施設などで働く人への支援	30 万円～600 万円 (医療機関) 15 万円～150 万円 (介護施設・障がい者施設)

裏面に、国・県・市・金融機関が窓口となる個人への融資や給付、並びに事業者への給付の支援メニュー一覧を掲載いたします。最新情報は自由民主党福岡市議団のホームページでご確認ください。事業者を対象とする融資のメニューについても、ホームページでは紹介しています。

皆様のご意見をお聞かせください。



自由民主党 福岡市議団

お声は、FAX・Web で Fax : 092-741-4874

自民党福岡市議団 検索 <http://www.jimin-fukuokacity.com/>

新型コロナウイルス感染症に関する給付制度・融資制度一覧

自由民主党福岡市議団まとめ（令和2年5月8日現在）

このような方が対象です	支援の内容	申請・問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> 学校が休業しているので仕事に出ることができない コロナウイルスの影響で仕事が減ってしまった 家族がコロナウイルスに罹患した <p>などの理由で</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">収入が減ってしまった方 (申請は世帯単位)</p>	<p>生計維持のための小口の融資を受けられます</p> <p>貸付上限：10万円 (特例の場合 20万円)</p> <p>据置期間：1年以内、償還期限：2年以内（無利子） ※生活保護世帯は対象外です ※審査があります</p>	<p>福岡市社会福祉協議会 (平日9時～17時) 080-8569-6274 080-8569-6275 080-8390-2148 080-8559-5794 080-8559-5795 (緊急小口資金)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 経営している会社が倒産してしまった 勤務先のお店が廃業してしまった アルバイト先から解雇されてしまった <p>などの理由で</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">失業して収入がなくなった方 (申請は世帯単位)</p>	<p>生活再建のための融資を受けられます（3ヵ月分まで）</p> <p>上限：15万円（単身世帯・月額） 20万円（複数世帯・月額）</p> <p>据置期間：1年以内、償還期限：10年以内（無利子） ※生活保護世帯は対象外です ※審査があります</p>	<p>福岡市社会福祉協議会 (平日9時～17時) 080-8569-6274 080-8569-6275 080-8390-2148 080-8559-5794 080-8559-5795 (総合支援資金)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 学校が休業しているので仕事に出ることができない コロナウイルスの影響で仕事が減ってしまった 会社の倒産や雇止めなどで失業してしまった <p>などの理由で</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">家賃が支払えず住まいを失う恐れがある方や住まいを失った方</p>	<p>行政が代わりに家賃を支払ってくれます（原則3ヵ月分まで）</p> <p>支給上限：3.6万円～5.6万円 (世帯員数ごとに上限あり・月額) ※最大で9ヵ月まで延長される場合があります</p>	<p>福岡市生活自立支援センター 0120-17-3456 092-732-1188</p> <p>平日の午前9時から午後5時まで (住居確保給付金)</p>
<p style="text-align: center;">令和2年4月27日付で福岡市に住民登録されている全ての方</p>	<p>1人あたり10万円の支給を受けることができます</p> <p>※マイナンバーカードを使ったウェブ上での申請受付が5月1日から開始されています</p>	<p>※郵送での手続きは5月中旬頃に申請受付・給付を開始予定</p> <p>窓口は決まり次第、電話番号等を掲載します (特別定額給付金)</p>
<p style="text-align: center;">令和2年4月分の児童手当を福岡市から支給された0歳から中学生までの子ども</p> <p>※令和2年3月31日までの出生児童が対象</p>	<p>1人あたり1万円の支給を受けることができます</p> <p>※所得上限を超える世帯（特例給付として子ども1人あたり5千円を受けている世帯）は今回の支給対象となりません</p>	<p>5月15日頃にコールセンターを開設予定 5月20日頃に各家庭に通知書を送付予定</p> <p style="text-align: center;">6月中旬以降に支給予定 (臨時特別給付金)</p>

※国や県・金融機関等が窓口となる情報も掲載しています
※制度概要は日々更新されていますので掲載情報が最新の状況とは異なる場合があります

掲載している情報は自由民主党福岡市議団のホームページで随時更新しています

自民党福岡市議団 検索 <http://www.jimin-fukuokacity.com/>

事業者向けの支援（給付型）

このような方が対象です	支援の内容	申請・問合せ先
<p>緊急事態宣言の発出を受けて、4月7日から5月6日までの間に休業要請や営業時間の短縮要請に協力した事業者</p>	<p>家賃支援を受けることができます 支給上限：50万円（補助率80パーセント） (福岡市独自の家賃支援制度)</p>	<p>5月13日受付開始 窓口番号等の情報は市のホームページで公表されます 5月18日頃支給開始予定</p>
<p>緊急事態宣言の発出を受けて、5月7日から5月31日までの間に休業要請や営業時間の短縮要請に協力した事業者</p>	<p>家賃支援を受けることができます 支給上限：30万円（補助率80パーセント）</p>	<p>5月下旬以降受付開始 家賃支援に関する問合せ 092-401-0019</p>
<p>休業要請や営業時間の短縮要請の対象外で市民生活に必要なサービスを安全に提供している事業者 (単月の売上が前年比で30パーセント以上減少した事業者)</p>	<p>法人15万円 個人事業主10万円の支給を受けることができます (福岡市独自の支援金制度)</p>	<p>申請開始、支給は5月下旬以降の見通し 問合せ対応のみ電話で 092-401-0019</p>
<p>テレワークの環境整備のためにタブレットやPCを購入・リースしたり、システム導入等の設備投資を行った、従業員2名以上の中小事業者及び20名未満の小規模事業者</p> <p>※令和2年6月30日までの経費が支援対象</p>	<p>最大50万円までの支援を受けることができます コンサルティング費用（上限10万円） 設備投資等費用（上限40万円） 設備投資費用は補助率50パーセント 申請受付期限→令和2年5月31日</p>	<p>5月7日より市のホームページで申請受付を開始 福岡市テレワーク促進委員会 092-852-3453（10時～17時） (福岡市テレワーク促進事業支援金)</p>
<p>学校休業のために仕事ができない 幼児の家庭保育をするために仕事ができない</p> <p>などの理由で 令和2年2月27日から3月31日まで 仕事を休んで収入が減少した フリーランスや個人事業主</p>	<p>休業補償を受けることができます (学校の春休み等は除外) 日額上限：4,100円 (申請期限：6月30日まで)</p>	<p>学校等休業助成金・支援金 相談コールセンター 0120-60-3999 9時～21時（土日含む） (学校等休業支援金)</p>
<p>学校休業のために仕事ができない 幼児の家庭保育をするために仕事ができない</p> <p>などの理由で 令和2年2月27日から3月31日まで 仕事を休む従業員に有給休暇を取得させた雇用主 (パート等非正規雇用も含む)</p>	<p>支払った給与の助成を受けることができます (学校の春休み等は除外) 日額上限：8,330円 (申請期限：6月30日まで)</p>	<p>学校等休業助成金・支援金 相談コールセンター 0120-60-3999 9時～21時（土日含む） (学校等休業助成金)</p>
<p>外出自粛などにより客足が減り売上が減少した 行政から休業要請を受け営業を休止した</p> <p>などの理由で 休業させる従業員に給与を支払った雇用主 (パート等非正規雇用も含む)</p>	<p>支払った給与の補償を受けることができます 日額上限：8,330円 (申請期限：6月30日まで) ※事業者の資本規模等により補助率が変動</p>	<p>雇用調整助成金 コールセンター 0120-60-3999 9時～21時（土日含む） (雇用調整助成金)</p>
<p>緊急事態宣言の延長措置を受けて、5月7日から5月31日までの間にテイクアウトに取り組む飲食店</p> <p>※商店街等で取り組む場合、別途宣伝チラシの印刷費等も支援あり</p>	<p>顧客に割引などの特典を付与することを条件に10万円の支援を受けられます (福岡市独自の飲食店支援)</p>	<p>福岡市経済観光文化局 MICE 推進課 092-711-4508 092-711-4459 申請方法、窓口等は市のホームページで公表します</p>
<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2年1月以降においてひと月の売上が30パーセント以上50パーセント未満の範囲で減少した企業並びに個人事業主 (緊急事態宣言に基づく休業要請の対象事業者以外も含む)</p>	<p>以下の給付を受けられます 支給上限：50万円（法人） 支給上限：25万円（個人事業主） ※今後さらに業績が悪化した場合は国の持続化給付金も受給可</p>	<p>5月2日から県のサイトで申請受付開始されました ※窓口申請は予約制 0570-094-894 (福岡県持続化緊急支援金)</p>
<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2年1月以降においてひと月の売上が前年比で50パーセント以上減少した企業並びに個人事業主</p> <p>※県の持続化緊急支援金を受けた後で業績が更に悪化した方は、申請が可能です</p>	<p>以下の給付を受けられます 支給上限：200万円（法人） 支給上限：100万円（個人事業主）</p>	<p>5月1日から専用サイトで申請受付開始されました 【持続化給付金】で検索 0120-115-570 ※窓口申請は予約制</p>